

「トリチウム汚染水海洋放出」方針を撤回させよう！
「原発のない福島を！県民大集会」呼びかけの署名を拡げよう！
国・東電は事故の責任、大量の汚染水発生 の責任を取れ！
漁業者をはじめ関係者との約束「理解なしに処分しない」を守れ！

今年4月13日、政府は、東電福島第一原発の敷地内のタンクに溜まり続ける多核種除去設備等（ALPS）処理水を、2年後の2023年から約30年以上にわたり、平均500倍にも薄めて太平洋に放出し続ける方針を「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」で決定しました。国策で進めた原発で重大事故を起こした上に、大量の放射能汚染水を発生させた責任を取ろうとせず、さらなる放射能汚染と被ばくを人々に強いる海洋放出の方針を、私たちは決して受け入れることはできません。

福島県の漁連、農協、森林組合などの生産者及び旅館ホテル組合も加わり、2012年から毎年、取り組まれてきた「原発のない福島を！県民大集会」の実行委員会は、昨年4月、「汚染水海洋放出反対署名」を福島県と全国に呼びかけ、半年で45万筆を超える署名を集め政府に海洋放出の方針決定を断念するよう迫りました。漁業者をはじめ多くの国民の強い反対に遭い、政府は、昨年10月には海洋放出の方針決定を見送りました。しかし、今年4月、新型コロナ・ウイルス感染拡大の最中、全国漁連と福島県漁連の会長による「断固反対」の申し入れをも押し倒し、官邸主導で方針決定を強行したのです。このような暴挙に抗議し、海洋放出方針決定を撤回させようと、「県民大集会」実行委員会は、7月から「海洋放出方針の再検討を求める署名」（撤回署名）を新たに呼びかけています。

私たち8団体は、トリチウム汚染水の海洋放出に反対し、政府方針決定前の2年間にわたって6回の政府交渉を行ってきました。そして、今年4月の方針決定後、初めての対政府交渉を7月26日に開催し、改めて海洋放出の問題点を指摘し、海洋放出の方針決定に強く抗議するとともに、その撤回を求めました。交渉では、海洋放出方針決定が、「漁連をはじめ関係者との約束を反故にするものである」「国内法令に違反している」「国際条約にも違反している」ことなどを徹底的に追及し、公開討論会の開催を強く求めました。しかし政府は、海洋放出方針ありきで、「理解なしにはいかなる処分もしない」等の漁連との約束の違反を認めないばかりか、約束があったことすら曖昧にするなど、許しがたい返答に終始しました。また、「年1mSvの公衆の被ばく限度」を超える国内法令違反については返答を避け、国際条約への違反についても、まともな回答は一切ありませんでした。そして公開討論会の開催の要求に対しては「開催を検討する」との返答すらしませんでした。

さらに政府は、8月24日には「ALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」を発表し、海洋放出の問題を風評対策に限定し、リスク・コミュニケーションの強化と風評賠償の枠組み作りを進めるとしています。東電も翌日25日に「ALPS処理水の取り扱いに関する安全確保のための設備の検討状況について」を発表し、沖合1kmに海底トンネル（パイプライン）でトリチウム汚染水を海洋放出する（ロンドン条約で禁止されている「人工海洋構築物」であるパイプラインからの放出にあたる）等の計画を発表しました。そして福島県の各地で、一方的な説明会を開催し、強行に進める姿勢を強めています。

私たちも、風評被害に留まらないトリチウム汚染水海洋放出の問題点を改めて明確にし、海洋放出の方針撤回を求める声を一層強め、なんとしても2年後の海洋放出を許さないよう運動を強めなければなりません。福島県の漁業者をはじめ生産者とともに「原発のない福島を！県民大集会」が呼びかけている新たな署名を広げ、福島県、全国、全世界から多くの声を集め、「トリチウム汚染水海洋放出」の方針を撤回させましょう！

（オンライン署名、及び署名用紙のダウンロードもできます。<http://fukushima-kenmin.jp/>）

政府交渉呼びかけ8団体：脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

連絡先：原子力資料情報室（担当：片岡遼平）Tel:03-6821-3211 <kataoka@cnic.jp>

チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西（担当：振津かつみ）Tel:090-3941-6612 <cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp>

ALPS 処理水(トリチウム汚染水)海洋放出の問題点に関する 7 月 26 日 政府交渉の報告

7 月 26 日に脱原発福島県民会議等、8 団体主催で政府交渉を行いました。今回の交渉は、4 月 13 日の「ALPS 処理水の処分に関する基本方針」の政府決定(海洋放出の方針決定)を受け、8 月に「基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚会議」の「当面の対策の取りまとめ」が出される前に、改めて海洋放出の問題点を指摘し、方針決定に強く抗議し、ぜひとも撤回を求めよう取り組みました。

政府は、4 月 13 日の方針決定当日に、やっと、4000 件を超えるパブコメの結果を公表しました。その報告書「御意見に対する考え方」(パブコメ報告)では、「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という漁業者らとの約束に対して「今回の政府決定は約束違反ではないか」との国民からの批判意見は紹介するだけで、まともに答えていません。そればかりか、高濃度のトリチウム汚染水を 1500 ベクレル/L 未満に薄めて海に流すことは、現在実施している「サブドレン等の排水濃度の運用目標と同じレベル」であり、国内法令や国際条約を「厳格に遵守した」方法であるかのように繰り返し述べるなど、国民を大きく欺く内容が貫かれていました。7 月の交渉では、「トリチウム汚染水」の海洋放出の問題点を改めて全面的に明らかにし、方針撤回を求め、2 年後の海洋放出を必ずや阻止する運動に繋げようという決意で、このパブコメ報告を作成した「廃炉・汚染水・処理水対策チーム」(以下、「チーム」)及び、その上位にある「原子力災害対策本部」に対して、9 項目の質問を投げかけて行いました。

残念ながら、前回(昨年末)同様、コロナウイルス感染拡大のために東京をはじめ全国各地で緊急事態宣言が出される中、参議院議員会館の交渉会場での参加は 8 団体関係者(9 名)に限定し、希望者は Zoom 参加(約 10 名)という形で行わざるをえませんでした。約 2 時間半にわたり交渉を行い、政府を追及しました。

冒頭に、脱原発福島県民会議を代表して佐藤龍彦さんが「復興は重大事故を起こした国・東電の責任をベースにすべき。海洋放出の方針決定は漁業者らとの約束を反故にするもの、県民世論の無視、不信感が募るばかりだ。10 年の苦しみの中からやっと本格操業を、という時に海を汚されれば、漁業の将来展望がなくなる。まずは方針撤回から。」と訴えました。

引き続き、政府側からの回答を一通り受けた上で、主に、(質問 1) 漁連をはじめ関係者との約束を破棄して方針決定したこと、(質問 2) 国内法令に違反していること、(質問 3) 国際条約に違反していること、(質問 9) 公開討論会の開催要求の 4 点に絞って、徹底的に追及しました。

(質問 1) は大前提となる重要な問題ですので、かなりの時間を費やし、「漁連をはじめ関係者との『重い約束』を守れ」と、何度も強く迫りました。しかし経産省の担当者は、海洋放出の方針決定ありきで、2 年後の放出開始までの期間に「理解を深めていただく」よう努力を続けるとの一点張りで、約束違反であることを認めないばかりか、さらには約束があったことすら曖昧にするという答弁に終始しました。また、ALPS 処理水には、「タンクに貯蔵し、希釈・放出しない」と定めた運用基準を超えるトリチウム濃度の「地下水ドレン」水が約 6.5 万トンも混入していることを追及すると、ALPS 処理したら地下水ドレンとは異なる「処理水」になるので、サブドレン・地下水ドレンの運用基準は適用されない旨の返答を繰り返しました。

(質問 2) については、法令を所管しているのは規制庁であって経産省は答えられない、また、東電からは「2015 年度末に震災以降に発生した瓦礫等からの放射線や放射性物質の追加的な放出による敷地境界における実効線量(追加線量)の評価値は、年間 1 mSv 未満になった」と聞いているとして、まともに答えようとしませんでした。「パブコメ報告」を書いた「チーム」として責任持って規制庁と相談し、改めてちゃんと回答するよう求めました。

(質問 3) については、これまでの交渉で外務省は「ロンドン条約・議定書は海洋への投棄の禁止であって、処理水の放出は禁止対象ではない」と主張していましたが、今回は、「陸上施設からの廃棄物等の海洋への放出はこの条約・議定書の規制対象ではない」ので、ALPS 処理水の海洋放出は禁止対象にはならないと、論点を変更してきました。また、パイプラインからの放出は、「汚染源の一つであるが、条約で禁止している投棄ではない」、パイプラインが条約の禁止対象である「人工構築物」に含まれるかど

うか締約国会議で議論されたが明確な結論に達していない、等と述べて逃れようとしてしました。いずれも私たちの質問へのちゃんとした返答になっておらず、後日の再回答を求めました。

(質問9)について、一方的に「理解」を求める説明会や言いっぱなしのご意見を伺う会でなく、問題点に沿った公開討論会を、福島と全国で行うように強く求めました。しかし、経産省の担当者は、福島みずほ議員から『もんじゅ』では公開討論会を開いた例がある」と詰め寄られたにもかかわらず、「持ち帰って検討します」とすら答えませんでした。

質問2と質問3で求めた再回答要請には、9月25日現在、何の回答もありません。改めて文書回答を強く求めたいと思います。

以上のように、政府は、漁業者をはじめ国民との約束などなかったかのように、国民が理解しようがしまいが、2年後には海洋放出を開始するとの強行姿勢をますます強めています。私たちも、反対の声を一層強めなければなりません。海洋放出の問題点を改めて明確にし、福島県の漁業者をはじめ生産者とともに「原発のない福島を！県民大集会」が呼びかけている新たな署名を広げ、福島県、全国、全世界から多くの声を集め、「トリチウム汚染水海洋放出」の方針を撤回させましょう！

脱原発福島県民会議等8団体による「ALPS 処理水海洋放出決定」に抗議し撤回を求める対政府交渉の記録

日時：2021年7月26日13:30～16:15

場所：参議院議員会館 B109 会議室

紹介議員：福島みずほ 参議院議員

政府側出席者(原子力災害対策本部、廃炉・汚染水・処理水対策チーム)：

経済産業省・資源エネルギー庁：

原子力損害対応室室長補佐 畑下 潔

原子力損害対応室室長補佐 尾崎 裕一

原子力発電所事故収束対応室室長補佐 味木耕平

原子力発電所事故収束対応室係長 布瀬浩司

外務省：

軍縮不拡散・科学部国際原子力協力室室長補佐

安田有貴子

国際協力局地球環境課課長補佐 高木徹夫

総合外交政策局人権人道課主査 出口彩央里

市民側参加者：9名+Zoom参加者7名、計16名

福島からの訴え

交渉の冒頭に脱原発福島県民会議を代表して、以下の通り、佐藤龍彦さんが福島からの訴えを述べられました。

国・東電の責任を「復興」のベースに

～海洋放出は漁業者との約束反故、県民世論無視

復興10年、第二期の「復興創成期間」と謳われ、それが進められている。課題は依然として多岐にわたり、生活再建の途上にあるということを理解頂きたい。生活再建を進めていく上で、住民が異口同音に思っていることは、重大事故を起こした国や東京電力の責任が、復興のベース、根底になければいけ

ない。何をやるにしても、信頼関係の構築、不信感の除去が復興のベースにあるのではないか。今回の政府の方針決定は、その信頼関係構築、不信感の除去に逆行し、漁業関係者との約束を反故にするばかりか、反対意見、あるいは慎重に対応してくれという声に応えることもなく、県民世論を無視した決定になっているのではないか。福島県民はそうした渦中であって、その不信、不満が募るばかりだ。

漁業を守り伝える漁民の思い

～海は仕事場、そこを汚す権利は誰にもない

漁業関係者に聞くと、「漁民というのはね、魚を獲ってナンボだ。魚を獲って消費者に、皆様に食べてもらって、そして喜んでもらう。これが一番、働くことの喜びであり誇りなんだ。」と言う、そういう話を聞くことが多い。事故後、操業禁止から始まって、試験操業、そして今、本格操業に…本当に漁業者の、この10年間の苦しみは、大変なものだったんだろうというふうに思わざるを得ない。福島の漁業者というのは、非常に零細企業、いわゆるひとり親方、そういう漁民が多く、その後継者も含めて、これから先、非常に不安な状況にあるということを異口同音に聞いている。それでも努力をしながら、若い人たちに、どういうふうに漁業を教えていくのか、引き継いでいくかと懸命に努力している。世代を超えた人たちに将来展望をちゃんと与えていく、そういう漁業のあり方をこれからも継承していこうという、その渦中であって、今、仕事場を汚される…海は漁民にとっての仕事場だ。これに対して非常に不安を訴えている。どこの職場でもそうだが、そこが破壊されたり、汚されたりするのは、そんなことをする権利は誰にもないわけだ。何十代も、営々と積み上げてきたその仕事場、そしてその中で培われてきた

コミュニケーション、そういうことが崩壊されていく、されてきたわけだ。

方針撤回から始めよう

今、本格操業を再開しようとしている時に、政府の海洋放出の方針決定は、漁民を馬鹿にしている。漁民だけじゃない。農業関係者、そして林業関係者、福島の生産団体が、みんなこぞって反対している。それを敢えて汚染水を流していくということは、これはどう考えても暴挙だ。政府は「問題は風評だけだ」として、風評対策や「正しい」情報発信、そして賠償問題に特化しようとしている。それでは、「海に投げないでくれ」という意見と全然噛み合わない。その点をちゃんと政府は自覚して、この方針決定について、改めてもう一回見直していく、撤回をしていく、そこから始めよう。そして信頼関係を作り、不信感を除去しよう。ぜひ、そうしてもらいたい。

質問項目と政府側の回答

【質問1】全国漁連・福島漁連をはじめ、関係者の反対を押し切って、「重い約束」を破棄し、ALPS 処理水（トリチウム汚染水）海洋放出の方針を決定したことについて

[回答者：経産省、味木]

地元をはじめとした方々の理解を得られるように努力していくことが重要であると認識している。基本方針の決定後、実際の放出が始まるまでは工事や施設の対応に2年程度の時間が必要になるので、放出までの期間を最大限活用し、地元の方々をはじめ、周辺自治体の皆様も含め、懸念を払拭し、理解醸成の活動に取り組んでいこうと考えている。

サブドレン及び地下水ドレンについては、希釈を行わずに排水することを運用方針として定めている。ALPS 処理水は、汚染水を浄化処理した後の水で、サブドレン・地下水ドレンとは異なるものであると考えている。

4月13日に決定した「ALPS 処理水の処分に係る基本方針」は、約6年にわたって専門家の意見とか、皆さんとの議論とか、広くご意見を伺う場所などを通じて、時間をかけて議論を進めていったと考えている。漁業関係者をはじめ、海洋放出に対し、懸念や不安を持たれている方々がいることは承知している。引き続き科学的根拠に基づいた情報を伝えるなど、理解いただけるよう取り組みを進めていきたい。

【質問2】ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出は、日本の国内法令に違反している

[回答者：経産省、味木]

国内法令に違反しているのではないかについては、詳細は、所管省庁は原子力規制庁である。ALPS 処理水については、環境中の放出に関する規制基準を遵守することを大前提として海洋放出する。海洋放出の実施については、事前に原子力規制委員会の審査を経て認可を得ることが必要である。管理された放出というのは、規制当局の認可を受けた上で、国内外の原子力施設においても実施していて、これはIAEA とか国際機関からも国際慣行に沿ったものであるとの評価を得ている。

【質問3】「トリチウム汚染水」海洋放出は、ロンドン条約・議定書に反し、国際法違反である

[回答者：外務省、高木]

ロンドン条約・議定書は、陸上で発生した廃棄物等の船舶等からの海洋投棄を原則として禁止しているものであり、陸上施設からの廃棄物等の海洋への放出はこの条約及び議定書の規制の対象とはならない。具体的にはロンドン条約の第3条、1のAにおいて、「投棄は、海洋において廃棄物その他の、船舶、航空機、又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること」と定義されている。また、ロンドン議定書第1条、4においても「投棄は、廃棄物等を船舶、航空機、プラットフォーム、その他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること」と定義されている。従って、ALPS 処理水の海洋放出は、ロンドン条約・議定書の規制対象とはならないと考えている。

パイプラインを通じた排出は、ロンドン条約・議定書の投棄という言葉の定義に該当していないので、この条約・議定書の適用対象に含まれないと解されると考えている。

例えば、ロンドン条約の前文の5条において、海洋汚染が、「投棄、並びに大気、河川、河口、排水口、及びパイプラインを通じての排出等、多くの原因から生じること」という文章があり、投棄、並びに、その他こういう汚染源がありますと、ならべて書いてある中に、排水口、及びパイプラインからの放出というのが入っているの、最初の投棄と区別されているという事がわかる。その上で、条文の具体的な中で、投棄とは即ちこういう定義のものであると書いてある。

前文で、一応、投棄とパイプライン、その他と分けられているところから考えると、下の条文に出てくる投棄という場合は、上に出ている、分けられている、排水口とかパイプラインとか含まれないというのが、ロンドン条約の考え方であると考えている。

パイプラインが、「人工構築物」に該当するということが、ロンドン条約・議定書の事務局の意見であ

るということについては、基本的な考え方として、ロンドン条約・議定書の解釈を行うのは、締約国であり、その解釈権限は事務局にあるわけではない。過去のロンドン条約及びロンドン議定書の締約国会合において、条約議定書の投棄の定義に含まれる、その他の人工海洋構築物にパイプラインというものが含まれるかどうかについて、議論がなされたことは事実で、これは承知している。他方、締約国会議のレベルにおいては、この問題について、明確な結論には達していないというのが現状であると認識している。

ロンドン議定書の7条で、内水に関する規定について、ALPS 処理水の海洋への放出というのはロンドン条約・議定書に規定している投棄という概念に該当しないものである。この議定書の第7条というのは、条約・議定書で言っている投棄の適用についての条文なので、ALPS 処理水が、議定書の投棄に該当しない限りにおいて、この議定書の第7条の規制の対象外である。

議定書の付属書 2、投棄以外の方法の検討をすべきことについても、ロンドン条約・議定書の投棄はALPS 処理水の放出には該当しないので、その意味において、付属書 2 自体をALPS 処理水の放出には直接係ってこない。他方、処理水の放出という結論にいたる前、いたる過程でどのように、その他のオプションを考えるべきか、というのは、ロンドン議定書の規定とは関係なく国内の検討プロセスがあった。

【質問4】「トリチウム汚染水」は海洋放出せず、陸上での処分・保管を真剣に検討すべき

[回答者：経産省、味木]

「ALPS 処理水の処分に係る基本方針」の中で、6年以上にわたって、専門家等による議論とか、実証事業などを通じて決定した。専門家等による議論の中で、陸上での保管継続とか、コンクリート固化といった、様々な選択肢についても検討した上で取りまとめたことになっている。すでに様々な選択肢について検討した上で、費用や実行可能性を含めて、海洋放出の選択肢の決定がなされた。

敷地が満杯で余裕がないというのは、虚偽ではないかとの指摘については、今後の廃炉作業を円滑に進めていくために敷地を最大限に有効活用していく必要がある。長期にALPS 処理水を保管し続けるためのタンクの増設用地というのは、限定的である。本年5月に東京電力が公表したタンクの増設については、長期保管を目的にしたものではなく、風評を最大限抑制するために放出前のALPS 処理水の放射性濃度測定とか、放出する設備の一部として廃炉に影響を与えない範囲で整備したものと認識している。

【質問5】ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出は、原発の通常運転で放出される液体廃棄物とは、発生源・性状・濃度・放出量において全く異なる

[回答者：経産省、味木]

ALPS 処理水を処分する際、国際的に統一された考えの下で策定された、国内の排出規制基準を遵守する必要がある。その規制基準は、通常炉、事故炉にかかわらず、放射線による健康影響を防止する観点から定められており、事故炉だけを特別扱いするような対応はなされていない。海洋放出する場合には、安全基準値を満たす水準まで放射性物質を除去した上で、さらに100倍以上、大幅に希釈して放出することになっており、皆様の安心につながる対応が重要であると考えている。

【質問6】「トリチウム汚染水」の海洋放出は、福島県、日本のみならず、太平洋を共有する全ての人々への人権侵害である

[回答者：経産省、味木]

ALPS 処理水の海洋放出を実際実施する際には、国内だけでなく、国際基準に準拠した規制基準を遵守するのは当然の対応。海洋放出について、原子力に関しての高い専門性を有している国際機関であるIAEA等から、海洋放出は世界中の原子力施設で日常的に実施されていて、技術的に実施可能であるという評価をもらっている。

[回答者：外務省、安田]

ALPS 処理水の海洋放出に対する政府の基本方針の発表を受け、4月に、当時太平洋諸島フォーラム(PIF)事務局長が懸念を含む声明を発表したことは承知している。政府は、本件の重要性や太平洋島嶼国を含む各国地域と我が国の良好な関係に維持強化という点にも鑑み、我が国の取り組みへの理解の醸成に向けて、透明性を持って説明を行なってきた。具体的には、基本方針の発表後、太平洋島嶼国の代表大使館への説明会やPIF事務局及び太平洋島嶼国本国での説明会などを実施して丁寧な説明に取り組んできた。7月2日に開催された、第9回太平洋島サミット(PALM9)では、菅総理自ら国際基準を踏まえた規制基準を遵守して、ALPS 処理水の海洋放出を行うこと、IAEA側と緊密に協力し、科学的根拠に基づく説明を引き続き提供することを説明した。これに対して太平洋島嶼国の首脳は、菅総理に、透明性をもった丁寧な説明に謝意を表明し、太平洋島嶼国地域との緊密な対話を継続していく日本の意図を歓迎すると表明した。引き続き太平洋島嶼国等と

の、国際社会の理解醸成に向けて、科学的根拠に基づく丁寧かつ高い透明性を持った説明を継続していく。

[回答者：外務省、出口]

国連の特別報告者による報道発表等は承知している。我が国としては、ALPS 処理水の処分等について、この国連の特別報告者らに対し、数次にわたり情報提供を行う等、科学的根拠に基づき、これまで高い透明性をもって丁寧に説明してきている。今後これを継続していきたい。

【質問7】「トリチウムの安全性」について、トリチウムの生体影響評価の見直し、及び「放射線防護」の立場に立つことの確認

[回答者：経産省、味木]

トリチウムの生体影響については、適正な審査プロセスを経た学術論文等に掲載されている情報を基に、小委員会の報告等においても検討している。これまでの動物実験や疫学的研究からは、トリチウムが特別に、他の物質よりも体に与える影響が大きいという事実は認められていないとの結論を得ていると認識している。ALPS 処理水を処分する際には、放射性物質の人体や環境への影響の防護に関する国際的な統一された考え方の下で作成する、国内の規制基準を必ず遵守することになっている。遵守の状況についても国際機関や国内の第三者機関の助言も得つつ、透明性持って公表されるべきものと考えている。処分に関しては、実施主体である東京電力が、原子力規制委員会の許認可を得なければいけない。こうした対応を積み重ねていくことによって、人体や環境への安全が確保されと考えている。世界中の原子力施設においても、この規制基準に沿ってトリチウムを含む液体廃棄物を放出しているが、その周辺で、トリチウムが原因と考えられている人体や環境への影響が見られるというような記載は、審査プロセスを経た、科学、学術的論文においてはないと認識している。

（「復興庁は放射線防護の立場に立たない」という以前の交渉の中での復興庁の返答については）当時発言した復興庁の（担当者）については、我々は認識していない。国際基準とか、それを基にした国内の規制基準のもとに海洋放出するということは遵守すべきだと考えている。

【質問8】「風評被害が生じた場合のセーフティネットとしての賠償」は機能するのか

[回答者：経産省、畑下]

風評対策をした上で、なお被害が発生すれば、必

要十分な賠償をしていくというのが基本的な政府の方針。4月の方針の中にも書いてある通り、立証の負担をなるべく被害者に寄せないよう、政府としても東電をしっかり指導していきたい。また、東電を指導するだけでなく、国みずから前面に立ち、賠償特別チームを設置した。これから策定する賠償の方針を東京電力と一緒に作っていききたい。

7月20日に与党の加速化チームが10次提言をまとめ、2020年代には、帰還を希望する住民全員が帰れるようにという要請が政府にあった。この要請を踏まえ、政府としては、自宅に帰って住みたいという住民の方々の声にどのように応えていくか、各自治体の個別の課題や要望を踏まえて検討を進めていきたい。

【質問9】「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会の開催

[回答者：経産省、味木]

ALPS 処理水の取り扱いについては、これまでも十分に丁寧に議論を積み重ねてきたと認識している。具体的には、6年以上に渡って、有識者による検討を実施してきた。その過程では、地元の自治体とか、関係団体とか、様々な方と数百回程度にのぼる意見交換を行ってきた。さらには、ご意見を伺う場を開催し、地元の関係者、農水産業の皆さま、経団連とか、流通等の団体等における皆さまに関し、ご意見を伺った上で、書面での意見募集も約4000人以上のご意見をいただいた。こうした取り組みによって、ALPS 処理水の安全性や処分に伴う風評影響への懸念とか、国際社会や消費者への情報発信の必要性等、様々な観点から貴重なご意見を頂き、広く政府も国民の皆さまからご意見を頂戴した。

（注：この記録はチェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西とヒバク反対キャンペーンの責任で録音から起こし、一部要約したものであり、発言者によるチェックを受けていません。）



脱原発福島県民会議はじめ8団体 ALPS 処理水(トリチウム汚染水)海洋放出に関する質問書

原子力災害対策本部 様
廃炉・汚染水・処理水対策チーム 様

2021 年 7 月 13 日

質問 1 全国漁連・福島漁連をはじめ、関係者の反対を押し切って、「重い約束」を破棄し、ALPS 処理水(トリチウム汚染水)海洋放出の方針を決定したことについて

4 月 13 日に強行された多核種除去設備等(ALPS)処理水(トリチウム汚染水)の海洋放出の方針決定は、政府や東京電力の「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯蔵いたします」(福島県漁業協同組合連合会代表理事会長宛の「東京電力福島第一発電所のサブドレン水等の排水に対する要望書に対する回答について」)との文書での確約、及び「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」(東電、2015 年 9 月)(以下「運用方針」)での ①トリチウム濃度が運用目標の 1,500Bq/L を超えないこと、②希釈しないこと、③トリチウム濃度が 1,500Bq/L を超えるものは排水しないこと、との条項を一方的に破棄するものです。これらの約束は、福島の農林水産物の放射能汚染がかなり軽減し原発事故被害の苦境からの再生に向けた希望がやっと見えはじめた矢先の 2015 年に、政府と東電が、原子炉建屋内への地下水の流入があまりにも多いという理由で、サブドレン・地下水ドレンの海洋放出を提案し、漁業者や福島県民に「苦渋の選択」を迫った際に交わされた、極めて「重い約束」です。

1) 政府は、「苦渋の選択」を迫った関係者と交わした「関係者の理解なしには ALPS 処理水のいかなる処分も行わない」「発電所敷地内のタンクに貯蔵する」「トリチウム濃度が 1,500Bq/L を超える汲上げ水は、希釈せず、排水もしない」という、約束の重大性を認識しているのですか。政府は「被災者に寄り添って、復興を支援する」というのであれば、この「重い約束」を当然守るべきだと考えますが、いかがですか。

2) とりわけ漁業者にとっては、試験操業、魚の放射能測定を繰り返し、やっと本格操業に向けて動き始めようという時にされた、今回の海洋放出の方針決定は、多大な打撃です。漁業の先行きがまだ見えない中で、さらにトリチウム汚染水を意図的継続的に長期にわたって海洋へ放出するとすると、「漁業の後継者が、ますます少なくなる」等の深刻な懸念も聞かれます。このような被害は「風評対策」「賠償」で取り戻せるものではありません。トリチウム汚染水の海洋放出は、「風評被害」に止まらない実害をもたらす「故意の加害行為」であり、決して受け入れられるものではありません。反対しているのは漁業者だけではなく、漁連とともに農協・森林組

合なども反対を表明しています。また福島県の 6 割を超える 36 の市町村議会*でも撤回・反対や懸念の決議や意見書が採択されています。福島原発事故の被害を受け、未だ生活・生業の再建途上にある被害者の反対を押しつぶし、被害者にさらに打撃を加えるような海洋放出の方針を一方的に決定したことについて、政府は謝罪し、方針を撤回すべきと私たちは考えますが、いかがですか。

※本年 6 月定例会で、政府方針の撤回・反対、又は懸念の意見書を採択した 22 市町村議会(福島市・会津若松市・相馬市・いわき市・喜多方市・相馬市・二本松市・田村市・南相馬市・桑折町・川俣町・大玉村・天栄村・会津坂下町・柳津町・昭和村・泉崎村・石川町・浅川町・古殿町・三春町・浪江町・新地町)、前回議会までに反対・懸念の意見書を採択した 14 市町村(伊達市・本宮市・国見町・鏡石町・只見町・西会津町・猪苗代町・会津美里町・西郷村・矢吹町・矢祭町・檜葉町・葛尾村・飯舘村)(2021. 7. 3 現在)

3) ALPS 処理水、等(2021 年 6 月 17 日現在の ALPS 処理水・処理途上水、約 124.6 万トン)には、トリチウム濃度が 1,500Bq/L を超える地下水ドレン約 6.5 万トンが含まれており、これを希釈・排水することは、運用方針の「1,500Bq/L を超える汲上げ水は、希釈せず、排水もしない」との確約にも明確に違反します。ALPS ではトリチウムを除去できないにもかかわらず、「1,500Bq/L を超える地下水を、ALPS 処理すれば、『処理水』であり『地下水』ではない」と、呼称を変えて、希釈・放出しても運用方針に反しないかのようにするのは、国民を欺こうとする詭弁です。この点について、政府の見解を求めます。

4) 原子力災害対策本部、廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局による「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する書面での意見募集結果について」(令和 3 年 4 月 13 日)(以下、「ALPS 処理水パブコメ結果」)において、海洋放出のトリチウム濃度基準は「サブドレン等の排水濃度の運用目標(1,500 ベクレル/L 未満)と同じとし、そのため、浄化処理後の ALPS 処理水を海水で大幅(100 倍以上)に希釈します。」としています。また「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」(令和 3 年 4 月 13 日)(以下、「基本方針」)の「風評影響を最大限抑制するための放出方法」においても同様の内容が記されています。これは、上記の「運用方針」の①だけを取り出し、②と③に違反する「希釈」「排水」を行うにもかかわらず、「運用方針」に沿ったものであるかのように印象づけて、国民を欺くものであり極めて問題です。この点について、政府の見解を求めます。

5) 格納容器底部燃料デブリの「気中・横アクセス」工法による取出作業が難航し、格納容器上部のシールドプラグに事故時大気放出量の 4～5 倍のセシウム蓄積が発見されて炉内燃料デブリの「気中・上アクセス」工法による取出も困難になっています。一方、タービン建屋の床面露出や燃料デブリ崩壊熱の空冷可能なレベルへの低下で汚染水の発生量を格段に抑制できる条件もできつつあります。そのような中で、トリチウム汚染水を今、海洋放出しなければならぬ切迫した緊急性は全くありません。また、「敷地の有効利用」という抽象的な理由が、「苦渋の決断で行った重い約束」を簡単に破棄できる理由になりえるなどとは到底言えません。それにもかかわらず、漁業者をはじめ関係者の反対を押し切り、「重い約束」を破棄して、ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出を、なぜ（2年後に）しなければならないのか、その「緊急を要する」理由を具体的に明確に示して下さい。

質問 2 ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出は、日本の国内法令に違反している

「ALPS 処理水パブコメ結果」では、「海洋放出に当たっては、公衆と周辺環境の安全を確保するため、トリチウム及びトリチウム以外の放射性物質について、国際放射線防護委員会 ICRP の勧告に沿って従来から定められている核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく規制基準など、国内外の規制・ルールを厳格に遵守します。」としています。「基本方針」の「海洋放出にあたっての対応の方向性」でも同様の内容が記されています。日本国内の「規制・ルールを厳格に遵守する」のであれば、トリチウム汚染水の海洋放出は、以下に述べるように線量告示に反しており、許されないと私たちは考えますが、いかがですか。それとも、線量告示は遵守すべき「規制・ルール」ではないと考えているのですか。「海洋放出」が許されるという法的根拠を示してください。

①敷地境界線量（周辺監視区域外の線量）が実効線量で 1mSv/年を超えないことが線量告示（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示、2015 年 8 月 31 日原子力規制委員会告示第 8 号）に規定されていて、これは、放射線審議会が「公衆の線量限度 1mSv/年を担保するための規定」だと認めているところです。この線量告示によれば、敷地境界線量に液体・気体放出に伴う告示濃度限度比の総和を加えた値が 1 を超えないこととされています。

②実際には福島第一原発の敷地境界線量は 2021 年 6 月 13 日現在最大 1.066 μ Sv/h（年換算 9.34mSv/年）、最低 0.364 μ Sv/h（年換算 3.19mSv/年）であり、これが 1mSv/年未満にならない限り、トリチウム汚染水の故意の排水は一切許されないはずですが。

③この線量告示の敷地境界線量 1mSv/年は、福島第一原発が特定原子力施設に指定されていても、「厳格に遵守」されねばならないものであり、廃炉・汚染

水・処理水対策チーム事務局が「厳格に遵守します」としているものです。

④「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」（2012 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定）において、「特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を、平成 25 年 3 月までに 1mSv/年未満とすること。」とされていることから、福島第一原発においては、線量告示の敷地境界線量は、実際に敷地境界で実測されている空間線量とは別で、「発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量」であると、廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局が主張されるのであれば、この「措置を講ずべき事項」は「発災以降発生した追加の線量」を早期に抑止するように指示したものであつて、線量限度等を定める告示の敷地境界線量の規定を法的に変更するものではありません。

⑤「発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量」そのものをとってみても、地下水バイパスの排水が開始された 2014 年 5 月 21 日の直後の 2014 年 6 月時点で同実効線量は 10.06mSv/年、サブドレン・地下水ドレン等の排水が開始された 2015 年 9 月 14 日の直前の 2015 年 3 月時点で 1.44mSv/年、直後の 2015 年 12 月時点で 1.34mSv/年であり、いずれも 1mSv/年を超えていて、仮に、この基準に従っても線量告示に違反しています。廃炉・汚染水・処理水対策チーム事務局は、当時もこの基準を「遵守できていなかった」にもかかわらず、排水を強行したのです。

質問 3 ALPS 処理水（トリチウム汚染水）海洋放出は、ロンドン条約・議定書に反し、国際法違反である

1) 「ALPS 処理水パブコメ結果」で「厳格に遵守します」と述べられている「国連海洋法条約を始め様々な国際条約」には、ロンドン条約およびロンドン議定書も当然含まれるはずですが。「国内外の規制・ルールを厳格に遵守します」というのであれば、下記①、②の点から、ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出はロンドン条約の禁止対象であり、締約国である日本は行ってはならないと私たちは考えますが、いかがですか。

①ロンドン条約では「放射性廃棄物その他の放射性物質」の海洋投棄が、「その形態及び状態の如何」を問わず、したがって、「希釈する、しない」に関わらず、放射能濃度とは無関係に一律に禁止されています。

②ロンドン条約にいう「投棄」とは、「廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から海洋へ故意に処分すること。」であり、「その他の人工海洋構築物」の定義は明確ではないものの、ロンドン条約事務局見解では、トリチウム汚染水をパイプラインなどの何らかの排出口から海洋に放出することは、「その他の人工海洋構築物

から海洋へ故意に処分すること」として締約国の裁量により禁止できるとされています。

2) 1996 年ロンドン議定書の第七条では、「内水である海域における廃棄物その他の物の故意の処分であつて、仮に当該廃棄物その他の物を海洋において処分したとするならば第一条に規定する投棄又は海洋における焼却となり得るものを管理するため、自国の裁量により、この議定書の規定を適用するか、又はその他の効果的な許可及び規制のための措置をとる」とされていて、内水に当たる福島第一原発敷地の放流口またはパイプラインからの海洋放出はまさに「仮に海洋において処分したとすれば投棄となり得るもの」であり、日本政府の裁量で禁止すべき対象となります。日本政府はロンドン条約に加盟して「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染を防止するために実行可能なあらゆる措置をとることを誓約」したのですから、トリチウム等の放射性物質を含む液体廃棄物である ALPS 処理水の海洋への放出を、政府の「裁量で禁止する措置」をとるべきであると私たちは考えますが、いかがですか。

3) 仮に、「投棄」または「故意の海洋処分」を検討することができる場合でも、ロンドン議定書附属書二では、「陸上での処分などについて適切な検討が行われたことを証明」するよう求め、「許可を与える当局は、人の健康若しくは環境に対する不当な危険又は均衡を失する費用を伴わずに廃棄物を再使用し、再生利用し、又は処理するための適当な機会が存在すると判断する場合には、廃棄物その他の物の投棄の許可を拒否するものとする。」と定め、「一定の状況の下で投棄を認めることは、投棄の必要性を低減するための更なる試みを行うこの附属書に基づく義務を免除するものではない。」と釘を指しています。この観点からも、トリチウム汚染水を陸上で濃度別に処分する方法、すなわち、高濃度トリチウム汚染水の固化埋設と低濃度トリチウム汚染水のタンク保管について検討し直し、海洋放出の方針を撤回すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

質問 4 ALPS 処理水（トリチウム汚染水）は海洋放出せず、陸上での処分・保管を真剣に検討すべき
以下の点からも、トリチウム汚染水海洋放出の方針決定を撤回し、陸上保管を基軸に据えて、一部の高濃度トリチウム汚染水のグラウト固化と空きタンク再利用・敷地内タンク増設余地拡大等の方針を真剣に検討すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

①トリチウム汚染水の海洋放出には 30～40 年かかりますが、東京電力の「タンク群毎の放射能濃度推定値（2020 年 12 月 31 日現在）」（右図）によれば、タンク貯留中のトリチウムは、30～40 年もすれば 4～6 割が告示濃度限度（6 万 Bq/L）以下へ減衰し、50 年後には 8 割が告示濃度限度以下になります。100 年もすれば 5 割が 1,500Bq/L のサブドレン運用

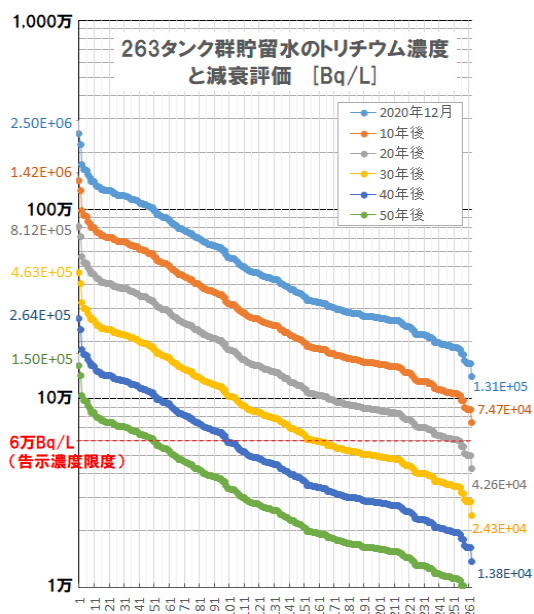


図. 福島第一原発敷地内 263 タンク群貯留水のトリチウム濃度と減衰評価

目標以下へ減衰します。この程度まで減衰すれば、「蒸発等で減容処理してトリチウム以外の核種を取出してアスファルト固化する」選択肢も可能になりますし、これ以外の選択肢も出てくると期待されます。つまり、リスク低減が目的だというのであれば、高濃度の現状で希釈して海洋放出するのではなく、タンクに貯蔵し続けるのが最も安く、安全で、リスクの少ない方法だと言えます。

②多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会では、タンク貯留水の全量を同一の方法で処理・処分することだけを検討していて、タンク水の濃度別に、固化埋設とタンク貯蔵など複数の処分法に分けて組み合わせることは全く検討していません。

③5月28日報道によれば、東京電力は資機材保管用に確保しているスペースに約3万トン分のタンク23基を増設する計画であり、これを含めて敷地にはまだ余裕があります。東京電力の「敷地には余裕はなく、満杯になる」との主張は真実ではないことが次々に明らかになっています。

質問 5 ALPS 処理水（トリチウム汚染水）の海洋放出は、原発の通常運転で放出される液体廃棄物とは、発生源・性状・濃度・放出量において全く異なる

「ALPS 処理水パブコメ結果」では、「ALPS 処理水の海洋放出については、IAEA が、令和 2 年 4 月に公表した ALPS 小委員会の報告書に係るレビュー報告書の中で、『世界中の原子力発電所や核燃料サイクル施設で日常的に実施』されているため『技術的に実施可能な手法である』と評価しています。」「また、放出するトリチウムの年間の総量は、国内外の他の原子力発電所から放出されている量の範囲内であり、事故前の福島第一原発の放出管理値（年間 22 兆ベクレル）を下回る水準で実施し、廃炉の進捗に応じて適宜見直すこととします。」としています。これは、下記のように、今回の ALPS 処理水（トリチウム汚染

水) 海洋放出と原発の通常運転で放出されるトリチウムとは、その発生源・性状・濃度・放出量において全く異なることを無視しています。また、両者の違いを無視して、「同じレベルであるから海洋放出しても問題はない」かのように主張するのは、福島県民、国民を欺く「情報操作」だと私たちは考えますがいかがですか。これらの点について政府の見解を求めます。

①通常運転の原発でのトリチウム生成源は、(ア) 燃料棒の中でのウランの核分裂による生成 (0.2～0.4%の割合で起こる三体核分裂)、(イ) 制御棒(BWRとPWR)や冷却水中のボロン(PWRのみ)に含まれるボロン10の中性子吸収による生成、(ウ) 一次冷却水中の存在比 0.015%で含まれる重水素の中性子吸収による生成の3通りですが、トリチウム生成量は(ア) ≫ (イ) > (ウ) の順で小さくなり、通常原発では、(ア) は他の核種と共に燃料棒中に閉じ込められているため、事故でもない限り、冷却水中へ溶け出すことはありません。

②事故発生時に福島第一原発1～3号の炉核燃料に

含まれていたトリチウム量は 3,400 兆 Bq と推定されます。事故によってメルトダウンした核燃料に直接触れて発生した汚染水、及びその ALPS 処理水によるタンク貯留水 125 万 m³ (2020 年 1 2 月末現在) には、約 780 兆 Bq のトリチウムが、62.4 万 Bq/L の濃度で含まれています。

③事故前の福島第一原発1～3号炉での放出トリチウム量は 1 基当たり 0.30 兆 Bq/年にすぎませんでした。100 万 kW 級沸騰水型原発では復水器冷却用海水が温排水として約 600 万トン/日が排出されていますので、放出トリチウム量がすべて温排水に溶け込まれると仮定すれば、0.20Bq/L(設備利用率70%と仮定)にしかならず、自然に存在するトリチウム濃度とほとんど変わりません。

④今回の ALPS 処理水(トリチウム汚染水)の海洋放出では、平均 62.4 万 Bq/L から 400 倍以上薄めて 1,500Bq/L で、最大 22 兆 Bq/年で放出するというのですから、事故前の福島第一原発1～3号炉からの放出量(0.20Bq/L、3基計0.91兆Bq/年)とは桁違いです。

ALPS 処理水	海洋放出計画	以前の福島原発一基分の排出
総量：780 兆 Bq		
平均濃度：62.4 万 Bq/L	目標濃度：1500Bq/L	平均濃度：0.2Bq/L (推定)
	放出量：22 兆 Bq/年	放出量：0.3 兆 Bq/年
	海水量(希釈後排水)：4,027 万トン/日	海水量(温排水)：600 万トン/日

⑤原発の通常運転では、放射性液体廃液中のトリチウム以外の核種の排出濃度は極めて低く、ほとんどの場合が検出限界未満 (ND) です。しかし、福島第一原発の ALPS 処理水には、二次処理した後も処理しきれなかった放射性核種 (Sr90, Cs137, Co60, C14 など) が検出されています。C14 は ALPS では除去できません。

⑥重大事故を起こした原発で、炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した大量の放射性汚染水を ALPS 処理し、さらに大量の海水で薄めて数十年にわたって海洋放出するような処分方法は、日本でも諸外国でも前例がありません。IAEA も「ALPS 処理水の安全かつ効果的な処理は、何十年にもわたる、他に類のない複雑なケースである。」(2020 年 4 月のレビュー報告)と述べています。

⑦福島第一原発の重大事故による被害に苦しめられてきた福島県民にとって、重大事故を起こし福島第一原発で、炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した放射性汚染水と、通常運転の他の原発の温排水とを同列に並べ、「薄めて流せば同じ」であるかのように論じる政府や東電の主張は、決して、「理解」を得られるものではありません。政府・東電が、重大事故を起こした責任を蔑ろにし、事故炉の深刻な実態や被害者の苦しみに真摯に向き合おうとせず、さらなる放射能汚染と被ばくの犠牲を県民に押し付けながら廃炉を進めようとしている姿勢の現れとしか受け止められません。

質問6 ALPS 処理水(トリチウム汚染水)の海洋放出は、福島県、日本のみならず、太平洋を共有する全ての人々への人権侵害である

ALPS 処理水(トリチウム汚染水)の海洋放出は、福島県、日本のみならず、太平洋を共有する全ての人々の生活と健康に影響を与え、人権を侵害する行為であると私たちは考えますが、いかがですか。下記の訴えに対して政府の見解を求めます。

①「太平洋諸島フォーラム」事務局長は、4月13日、「南太平洋非核地帯条約」(ラロトンガ条約)の受託者として、「日本政府が、福島第一原発から ALPS 処理水を太平洋に放出すると決定したことに対し、私たちの深い憂慮を表明」するとの声明を発表しました。声明では、「ラロトンガ条約は、この地域が放射性廃棄物及びその他の放射能問題による環境汚染から免れるように保持することを定めている。」と述べられ、昨年 12 月の締約国会議で「2011 年の福島第一原発事故による環境影響への懸念を思い起こし、日本に対し、太平洋へのどのような危害の可能性についても対処するために、必要な、あらゆる手段を取るようにと強く主張した」ことが紹介され、「環境、健康、そして経済的影響への可能性も含む、私たちの『青い太平洋地域』への危害の可能性に対処するための手段が、(日本によって)十分には取られていないと、私たちは考えます。私たちの漁業や海洋資源は、太平洋に暮らす私たちにとって、決定的なもの[命綱]であり、保護されなければなりません。」と

述べられています。

②「有害廃棄物特別報告者」「環境と人権特別報告者」など7名の国連人権理事会特別報告者も、2021年1月、「福島第一原発の汚染水管理の結果は、生命、最高水準の健康、水及び大勢の人々が依存している伝統的食糧に対する人々の権利を侵害し、影響を受ける地域の環境、並びに地元の人々をはじめ、近隣コミュニティの住民たちだけでなく、福島県から遠く離れた土地の人々に悪影響を及ぼす。」と指摘して、日本政府に対して共同コミュニケーションを送りました。そして4月15日には「100万トンもの汚染水の海洋環境への放出は、日本の国内及び国境を越えた関係者の完全な人権の享受に対し、かなりのリスクを負わせるものである」と批判しています。

質問7 「トリチウムの安全性」について、トリチウムの生体影響評価の見直し、及び「放射線防護」の立場に立つことの確認

1)「ALPS 処理水パブコメ結果」では、「トリチウムの安全性」について政府の考え方として、「自然界に広く存在し」「水と同じ性質で、体内に入っても10日程度で半分が排泄され」「有機型トリチウムでも、多くは40日程度で半分が排泄される」「国内外の原子力施設からも、各国の規制基準を遵守しつつ放出されて」いるが、「共通に見られるトリチウムが原因と考えられる影響は見つかっていない」等々、述べられています。しかし、近年、トリチウムの人体における体内動態モデルの見直しや、トリチウムのベータ線の生物学的効果が従来の評価よりも2倍以上大きいことを示す実験結果が数多く報告される中で、トリチウムの生体影響評価の見直しが、国連科学委員会 UNSCEAR や ICRP も含めて国際的に議論されています。(議論を受け、現在、ICRP は線量係数の再検討を行っており、告示濃度の根拠にも反映されるべき、子供を含む一般公衆の年齢階層別線量係数の新たな数値は未だ発表されていません。)

①以上のように、放射線防護の観点からもトリチウムの生体影響評価を見直すという、UNSCEAR や ICRP も含めた議論があることについて、政府はどう考えますか。このようなトリチウムの生体影響の再評価については一切述べずに、「安全性」を一面的に国民に伝える「情報発信」は、問題があると私たちは考えますが、いかがですか。

②海洋放出された(有機型を含む)トリチウムが、海洋環境中でどのように挙動するのか、海生生物、海藻類、魚介類にどのように取り込まれ、陸上生物も含む生態系にどのような影響をおよぼすのか、これまでの調査研究でも十分明らかになってはいません。長期にわたり ALPS 処理水が海洋放出された場合、生態系や人々の健康に全く影響がないと言い切れるのですか。「言い切れる」と主張するなら、その根拠を示してください。

2)「ALPS 処理水パブコメ結果」では、「放射線による発がんのリスクは、被ばく線量が 100mSv/年以下の場合は、他の要因による発がんの影響に隠れてしまうほど小さいことが分かっています」と述べ、「他の要因の影響に隠れるほど小さいから防護する必要はない」かのように受け取れる主張をしています。しかし、政府が、ALPS 処理水(トリチウム汚染水)の海洋放出においても「遵守する」としている ICRP の勧告は「年間およそ 100mSv を下回る放射線量において、委員会は、確率的影響(発がんなど)の発生の増加は低い確率であり、またバックグラウンド線量を超えた放射線量の増加に比例すると仮定する」。「このいわゆる直線しきい値なし(LNT)のモデルが、放射線被ばくのリスクを管理する最も良い実用的なアプローチであり、“予防原則”にふさわしい」「LNT モデルが、引き続き、低線量・低線量率での放射線防護についての慎重な基礎であると考える」(ICRP2007 年勧告)としています。政府は「LNT を基礎に放射線防護の立場」に立つことを改めて明言すべきと考えますが、いかがですか。

これに関連して、原子力災害対策本部の下で被災者支援・復旧・復興の政策を担っている復興庁の担当者は2018年7月5日の交渉の場において、「復興庁は、厚生労働省とは違って、放射線防護の立場には立たない」と断言しています。これは、低線量でも健康影響が出るとの放射線防護の立場から策定された「国内外の規制・ルールを厳格に遵守する」立場とは相容れず、即刻撤回し、「放射線防護の立場に立って福島県民の命と健康を守る」と宣言すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。それとも、原子力災害対策本部も「放射線防護の立場には立たない」とおっしゃるつもりでしょうか、原子力災害対策本部としての公式見解を明らかにしてください。

質問8 「風評被害が生じた場合のセーフティネットとしての賠償」は機能するのか

「ALPS 処理水パブコメ結果」では、「東京電力に対して、主体的・積極的に、政府とともに前述の取組(風評影響を最大限抑制するための放出方法等)について最大限取り組むよう求めるとともに、風評被害が生じた場合には、セーフティネットとして機能する賠償により、機動的に対応するよう求めます。」と主張しています。東電は、「①最後の一人まで賠償貫徹、②迅速かつきめ細やかな賠償の徹底、③和解仲介案の尊重」という「三つの誓い」を立て、「①迅速な賠償のお支払い、②きめ細やかな賠償のお支払い、③和解仲介案の尊重、④親切な書類手続き、⑤誠実な御要望への対応」という「親身・親切的賠償のための五つのお約束」をしています。しかし現実には、原子力損害賠償紛争センターが決定した和解案が東京電力によってたびたび拒否されてきており、上記の5つのいずれの「約束」も守られているとは言い難い状況が続いています。ALPS 処理水(トリチウム汚染水)海洋放出に伴う「風評被害」への対策以前に、東京電力による一連のADR 和解案拒否への

深刻な反省と謝罪、賠償の時効の撤廃、被害の立証責任を被害者に負わせない確約、等、さらには、これらを踏まえた「原子力損害の判定等に関する中間指針」の抜本的見直しが求められています。

1) このような状況では、現在の ADR は機能せず、「風評被害が生じた場合には、セーフティネットとして機能する賠償により、機動的に対応する」というのも空約束になると私たちは考えますが、いかがですか。

2) 福島第一原発事故の被害に苦しめられてきた人々の訴え、「私たちが求める『本当の賠償』は、『事故前の生活、汚染していない故郷を還せ』ということだ」という心情を、政府はどう受け止めているのですか。

質問 9 「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会の開催

「ALPS 処理水パブコメ結果」には、ALPS 処理水（トリチウム汚染水）海洋放出に関する、以上のような論点について、私たち福島県民及び、全国、全世界の全ての「関係者」が、理解し、納得できるような政府の見解が示されていません。海洋放出の方針を撤回した上で、改めて国民的議論を保証し、方針決定の透明性を確保し、国民の意見を誠実に政策に反映できるように、福島県及び、全国各地で「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会を開催すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

これまでの政府・東電の「説明会」のように、一方的に説明するのではなく、参加した人々と、しっかりした議論ができる公開討論会の開催が必要です。特に、コロナ感染拡大の中では、このような公開討論会の開催は様々な制限を余儀なくされるため、国民的議論にはさらに十分な時間をかける必要があると考えます。

以上